# コーポレート・ガバナンス報告書

2025 年 3 月 31 日
株式会社 AlbaLink
代表取締役　河田　憲二
問合せ先：　取締役 CFO　仲川　周
TEL：03-6458-8161
URL：https://albalink.co.jp/

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

## Ⅰ．コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

### １．基本的な考え方

当社は、長期的な企業価値の向上を図り、株主をはじめとするステークホルダーへの利益還元には、コーポレート・ガバナンスの充実、強化が重要な経営課題と認識しております。この為、当社は取締役会の相互牽制機能および監査役の監視機能を強化し、内部統制・リスク管理等の問題に対処するため、コーポレート・ガバナンス体制を整備し、持続的発展に伴う企業価値の向上を第一に考えた事業運営を行っていく方針であります。

### ２．資本構成

| | |
|---|---|
| 外国人株式保有比率 | 10%未満 |

【大株主の状況】

| 氏名又は名称 | 所有株式数(株) | 割合(%) |
|---|---|---|
| 河田　憲二 | 1,568,200 | 78.41 |
| 内木場　隼 | 370,000 | 18.50 |
| 行田　耕介 | 20,000 | 1.00 |
| 上総　尚吾 | 20,000 | 1.00 |
| 井口　亮 | 20,000 | 1.00 |
| 株式会社サプライズコレクション | 1,800 | 0.09 |

| | |
|---|---|
| 支配株主名 | 河田 憲二 |

| | |
|---|---|
| 親会社名 | なし |

### ３．企業属性

| | |
|---|---|
| 上場市場区分 | TOKYO PRO Market |
| 決算期 | 12 月 |
| 業種 | 不動産業 |
| 直前事業年度末における(連結)従業員数 | 100 人以上 500 人未満 |
| 直前事業年度における(連結)売上高 | 100 億円未満 |
| 直前事業年度末における連結子会社数 | 10 社未満 |

### ４．支配株主との取引を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

支配株主と取引等を行うことを決定するに当たっては、取締役会において取引内容、取引条件及び取引の妥当性について十分に審議したうえで、取引の可否を決定することにより、その取引が少数株主の権利を害することのないよう適切に対応しております。

### ５．その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

該当事項はありません。

## Ⅱ．経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

## １．機関構成・組織運営等に係る事項

| | |
|---|---|
| 組織形態 | 監査役会設置会社 |

【取締役関係】

| | |
|---|---|
| 定款上の取締役の員数 | ９名 |
| 定款上の取締役の任期 | ２年 |
| 取締役会の議長 | 社長 |
| 取締役の人数 | ６名 |
| 社外取締役の選任状況 | 選任している |
| 社外取締役の人数 | ２名 |
| 社外取締役のうち独立役員に指定されている人数 | ０名 |

会社との関係(１)

| 氏名 | 属性 | 会社との関係(※１) | | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | a | b | c | d | e | f | g | h | i | j | k |
| 洲崎 智広 | 他の会社の出身者 | | | | | | | | | | | |
| 小野 晃嗣 | 他の会社の出身者 | | | | | | | | | | | |

※１　会社との関係についての選択項目

a.上場会社又はその子会社の業務執行者

b.上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

c.上場会社の兄弟会社の業務執行者

d.上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

e.上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

f.上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

g.上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）

h.上場会社の取引先（d、e及びfのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）

i.社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）

j.上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）

k.その他

会社との関係(２)

| 氏名 | 独立役員 | 適合項目に関する補足説明 | 選任の理由 |
|---|---|---|---|
| 洲崎 智広 | ― | ― | 豊富な企業経営の知見や経験等を活かし、当社の業務執行や経営管理体制に対する適切な監督、助言等をいただくことを期待して選任しております。 |
| 小野 晃嗣 | ― | ― | 監査法人での会計監査業務での経験を経て、複数の企業で取締役 CFO 等を務め、財務・経営管理に関する高い専門性を有しております。これらの知見を活かし、当社の経営監督およびガバナンス強化に貢献いただけると判断し選任しております。 |

【監査役関係】

| | |
|---|---|
| 監査役会設置の有無 | 設置している |
| 定款上の監査役の員数 | ５名以内 |
| 監査役の人数 | ３名 |

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

| |
|---|
| 当社の内部監査は、代表取締役社長が選任した者を内部監査従事者とし、内部監査計画に基づき監査役と連携して、内部監査を実施しております。また内部監査従事者は監査役及び監査法人と情報交換を図る等、密接に連携しながら内部統制機能の充実に努めております。 |

| |
|---|
| なお、当社は新月有限責任監査法人と監査契約を締結し、独立した立場から「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第 128 条第 3 項の規定に基づき監査を受けております。 |

| | |
|---|---|
| 社外監査役の選任状況 | 選任している |
| 社外監査役の人数 | ２名 |
| 社外監査役のうち独立役員に指定されている人数 | － |

会社との関係(１)

| 氏名 | 属性 | 会社との関係(※１) | | | | | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | a | b | c | d | e | f | g | h | i | j | k | l | m |
| 野口　剛 | 公認会計士 | | | | | | | | | | | | | |
| 竹澤　大格 | 弁護士 | | | | | | | | | | | | | |

※１　会社との関係についての選択項目
a.上場会社又はその子会社の業務執行者
b.上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
c.上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
d.上場会社の親会社の監査役
e.上場会社の兄弟会社の業務執行者
f.上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
g.上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
h.上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
i.上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
j.上場会社の取引先（f、g 及び h のいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
k.社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
l.上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
m.その他

会社との関係(２)

| 氏名 | 独立役員 | 適合項目に関する補足説明 | 選任の理由 |
|---|---|---|---|
| 野口　剛 | － | － | 公認会計士及び税理士としての高度な専門的知識に基づき、当社の監査において客観的な立場からその職務を適切に遂行いただくことを期待して選任しております。 |
| 竹澤　大格 | － | － | 弁護士としての専門的な知見を有しており、かつ、企業法務に関する実務経験が長く企業法務部門への駐在経験を備えていることから、かかる知見及び経験に基づく当社に対する適切な監査・監督を期待して選任しております。 |

【独立役員関係】

| | |
|---|---|
| 独立役員の人数 | － |

その他独立役員に関する事項

| |
|---|
| 該当事項はありません。 |

【インセンティブ関係】

| | |
|---|---|
| 取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況 | ストックオプション制度の導入 |

該当項目に関する補足説明

| |
|---|
| 当社の業績向上に対する意欲や士気を高めることを目的としてストックオプションを付与しており |

| |
|---|
| ます。 |

| | |
|---|---|
| ストックオプションの付与対象者 | 社内取締役,社外取締役,従業員 |

該当項目に関する補足説明

| |
|---|
| 当社の業績向上に対する意欲や士気を高めることを目的として、当社役員及び従業員に対してストックオプションを付与しております。 |

【取締役報酬関係】

| | |
|---|---|
| 開示状況 | 個別報酬の開示はしていない |

該当項目に関する補足説明

| |
|---|
| 当社では、取締役報酬の総額を開示しております。 |

| | |
|---|---|
| 報酬額又はその算定方法の決定方針の有無 | あり |

報酬額又はその算定方法の決定方針の開示内容

| |
|---|
| 取締役の報酬につきましては、株主総会で承認された報酬総額の範囲内で、取締役会決議にて決定しております。 |

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

| |
|---|
| 取締役会議案書の送付を取締役会開催 3 日前とし、社外取締役及び社外監査役に議案内容の理解を十分にしていただき、取締役の職務執行及び監査役監査が効率的かつ効果的に行われることを確保しております。 |

**２．業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項（現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要）**

（取締役会）
当社の取締役会は 6 名（うち 2 名は社外取締役）で構成されており、当社の業務執行を決定し、取締役の職務の執行を監督する権限を有しております。取締役会は、原則として毎月 1 回の定期開催と必要に応じて臨時開催しております。取締役会は法令及び定款に則り、法的決議事項及び経営方針等、経営に関する重要事項や業務執行の意思決定を行うほか、取締役の業務執行状況について監督を行っております。また、取締役会には監査役が原則毎回出席し、監査役は、取締役会への出席を通じて取締役の業務執行を監視しており、必要に応じて適宜意見を述べております。

（監査役会）
当社の監査役会は、監査役３名（うち２名は社外監査役）で構成されており、月１回の定時監査役会を開催しております。監査役は取締役会及び必要に応じてその他社内の重要な会議に出席し、取締役の職務執行状況を監査するとともに、適宜意見を述べております。

（内部監査）
当社の内部監査は、代表取締役社長が選任した者を内部監査従事者とし、内部監査計画に基づき監査役と連携して、内部監査を実施しております。内部監査担当者は、全社を対象に全ての業務に潜在するビジネスリスクの低減に向けた内部監査を実施しており、内部監査業務の実効性の向上に努めております。内部監査の結果報告については、代表取締役社長に報告され、改善勧告、フォローアップを徹底し、コーポレート・ガバナンスの充実を図っております。また内部監査従事者は監査役及び監査法人と情報交換を図る等、密接に連携しながら内部統制機能の充実に努めております。

（会計監査）
当社は、新月有限責任監査法人と監査契約を締結し、独立した立場から「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第 128 条第３項の規定に基づき監査を受けております。なお 2024 年 12 月期において監査を執行した公認会計士は佐野明彦氏、杉本淳氏の 2 名であり、いずれも継続監査年数は 7 年以内であります。また当該監査業務にかかる補助者は公認会計士 4 名であります。なお当社と監査に従事する公認会計士及びその補助者との間には特別の利害関係はありません。

**３．現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由**

| |
|---|
| 現状の体制を採用している理由と致しましては、事業内容及び企業規模等に鑑み、業務執行機能と監督・監査機能のバランスを効率的に発揮できるという観点から、上記の様な体制が当社にとって最適であると考えているためであります。 |

## Ⅲ．株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

### １．株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み

| | 補足説明 |
|---|---|
| 実施していない | 今後の株主の状況を鑑み、検討してまいります。 |

### ２．IR に関する活動状況

| | 補足説明 | 代表者自身による説明の有無 |
|---|---|---|
| IR 資料をホームページ掲載 | 当社 Web サイト上に IR 情報ページを設け、TDnet において開示された情報や決算情報、発行者情報、特定証券情報のほか、決算説明会資料等についても掲載していく予定です。 | |
| IR に関する部署(担当者)の設置 | 経理部にて対応しております。 | |

### ３．ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

| | 補足説明 |
|---|---|
| 実施していない | 現時点では実施しておりませんが、ステークホルダーに対する各種施策の策定を今後の検討課題とする予定でおります。 |

## Ⅳ．内部統制システム等に関する事項

### １．内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

| |
|---|
| 当社は、職務権限規程の遵守により、業務を合理的に分担することで、特定の組織並びに特定の担当者に業務や権限が集中することを回避し、内部牽制機能が適切に働くよう努めております。 |

### ２．反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

| |
|---|
| 反社会的勢力等排除規程を制定し、反社会的勢力等の調査実施要領に従い取引先が反社会的勢力等でないことのチェックを行っております。<br>また、当社が締結する契約書すべてに、契約の相手方が反社会的勢力であることが判明した場合に契約を解除できる旨の条項が入っております。 |

## Ⅴ．その他

### １．買収防衛策導入の有無

該当項目に関する補足説明

| |
|---|
| － |

### ２．その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

【模式図(参考資料)】

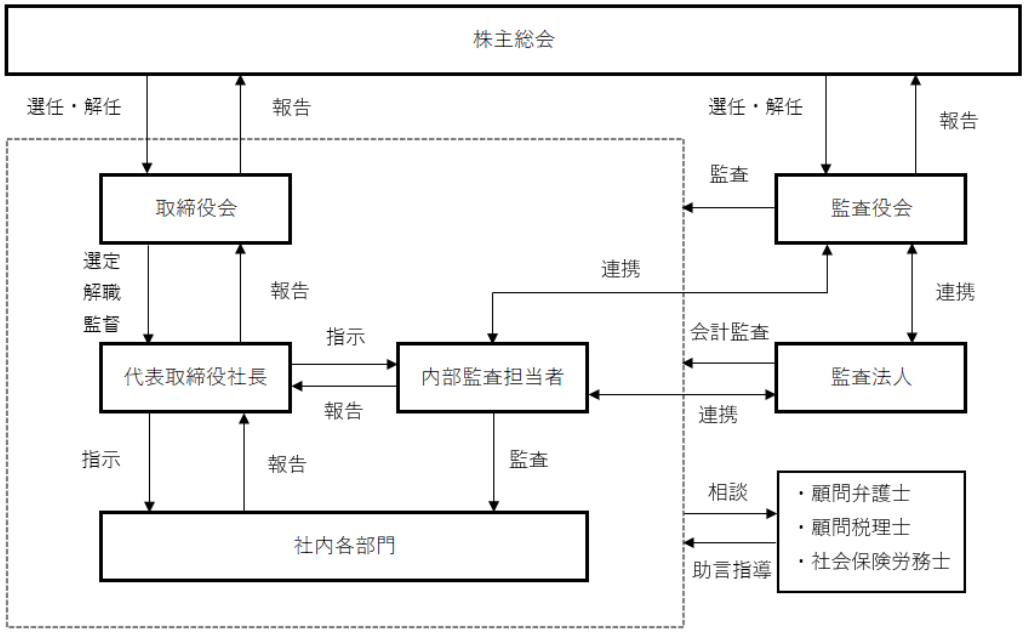


【適時開示体制の概要（模式図）】

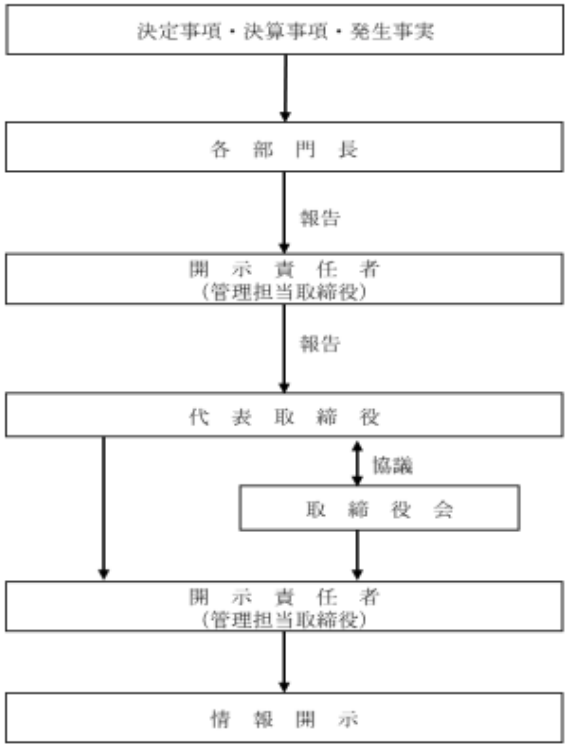


以上